○国土交通省告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川肱川水系肱川改修工事（惣瀬堤防・愛媛県大洲市長浜町下須戒地内）

第３　起業地

１　収用の部分　愛媛県大洲市長浜町下須戒地内

２　使用の部分　愛媛県大洲市長浜町下須戒地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県大洲市長浜町下須戒地内の一級河川肱川水系肱川（以下「肱川」という。）左岸の延長831ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川肱川水系肱川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

肱川は、愛媛県西予市に位置する鳥坂峠を水源とし、宇和盆地を北から南東に迂回し、黒瀬川、河辺川、小田川等の支川と合流し、大洲市長浜町において伊予灘に注ぐ、幹川流路延長103km、流域面積1,210㎢の河川である。

肱川は、その流域に大洲市、伊予市、西予市、砥部町及び内子町の３市２町を擁する治水上重要な河川であるが、河床勾配が非常に緩く、中流部から下流部にかけて山が両岸から迫り川幅が狭小であることなどから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和20年９月の枕崎台風では戦後最大の洪水に見舞われており、死傷者65人、流出家屋95戸、全半壊家屋631戸及び浸水家屋4,335戸の甚大な被害が発生したほか、平成７年７月の梅雨前線豪雨による洪水では、浸水家屋1,195戸及び浸水面積957haに及ぶ被害が発生している。

肱川水系の治水対策は、平成15年10月に肱川水系河川整備基本方針が、平成16年５月に肱川水系河川整備計画（中下流圏域）（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和20年９月の戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である大洲における河道整備流量3,900㎥／秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年２月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令に定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成28年２月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ及びアカハライモリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、タコノアシ、ハマサジ、ミゾコウジュ、カワヂシャ及びフクドその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、ハヤブサについて、営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、愛媛県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築提案（以下「申請案」という。）、宅地嵩上げ案並びに築堤及び河道掘削案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、大規模な掘削により現況河道を大幅に改変する築堤及び河道掘削案に対し、河道内の施工が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、宅地地盤の嵩上げや曳家による造成工事が生じる宅地嵩上げ案に対し、築堤工事のみの施工であるため施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大洲市長を会長とする肱川治水期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。